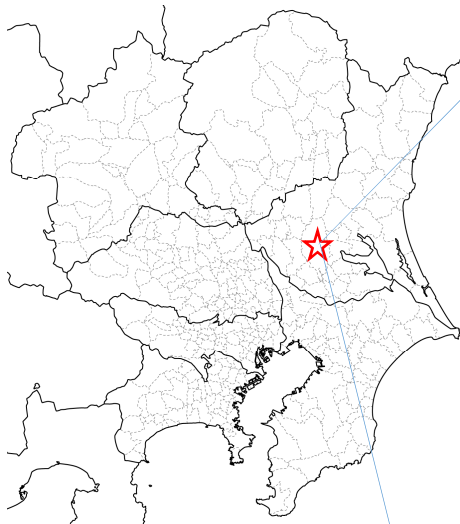


つくばR8地域活性化コンペティション

企画提案募集要領

1 概要

本コンペティションは、本市**周辺8市街地**の活性化に結び付くプランを、広く市内外からコンペ形式で公募し、採択されたプランを市のサポート（実証支援金1件最高 200 万円（総額 400 万円）の支給等）を受けながら、提案者自ら実証事業として取り組んでいただく事業です。

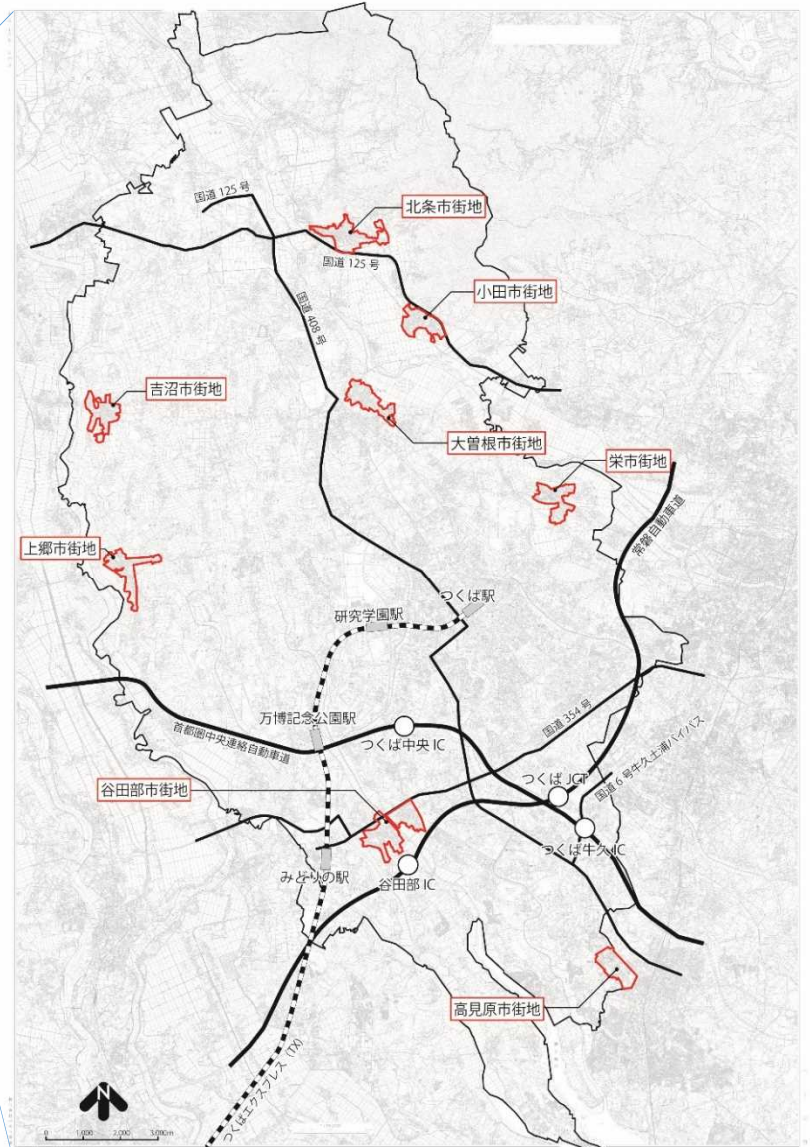


つくば市 位置図

周辺8市街地とは (Region8)

- 北条
- 小田
- 大曽根
- 吉沼
- 上郷
- 栄
- 谷田部
- 高見原

の8市街地を中心とする地域



周辺市街地 位置図

2 趣旨

(1) 背景

本市では、2018年1月からこれまでの間に、8市街地毎のまちづくり勉強会や8市街地合同の勉強会（R8つくば地域会議）など、地域の対話の場を創出し、地域住民が地域資源・魅力を再発見し、地域振興のアイデアを出し合い、自らの地域が目指す将来像や地域振興のテーマを考えてきました。

それらの将来像や地域振興のテーマを実現するために、地域住民が市内外の民間企業・大学・NPO法人等などのアイデア・ノウハウを呼び込みながら、地域固有の資源や強みを活用した地域づくりに持続的に、取り組める環境づくりを目指しています。

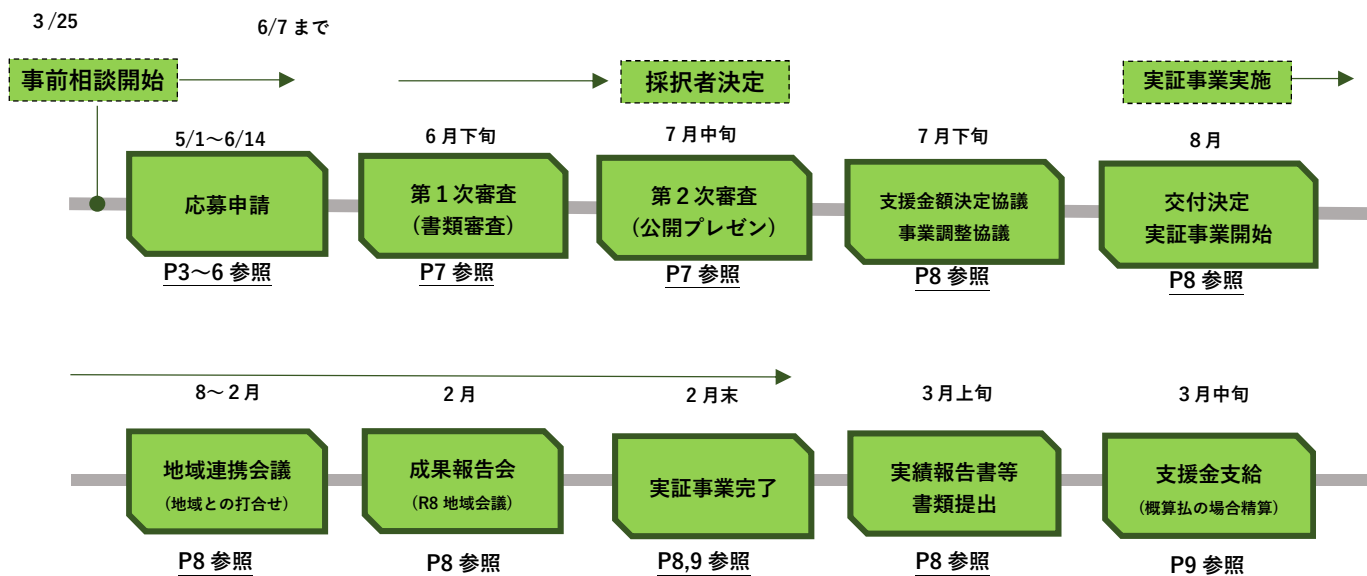
(2) コンペ開催の目的

本コンペは、周辺8市街地を活性化するプランを広く公募し、採択されたプランを提案者が実証事業として実現していくことで、周辺8市街地の活性化を図ることを目的とします。

また、提案者が地域住民と協働して、実証事業を展開する中で、地域住民がそのアイデアやノウハウを吸収し、今後の地域づくりに活用していくことで、持続的・自立的な地域振興に繋げていくことを目的としています。

3 全体フロー

《事業完了までの流れ（予定）》



次ページから、この流れに沿ってご説明いたします。

4 応募申請

(1) 応募対象者

市内外問わず、様々な方（法人・グループ・個人）からのご応募をお待ちしております！

以下のような方が対象になります。

- ケース1：各種法人等・・・民間企業、NPO 法人、公益法人（社団・財団法人）など
- ケース2：教育研究機関・・・研究所、大学研究室、高等学校など
- ケース3：地域団体等・・・町内会、自治会、市民活動団体、商店会など
- ケース4：その他・・・事業趣旨に賛同し集まった任意団体、個人事業（開業）主、個人 など

募集の対象となるかご不明な方は、お気軽にご相談ください。

※宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体及び暴力団や暴力団員の統制下にある団体は対象外とします。

(2) 実施場所

原則として、周辺市街地内又はその近接エリアとします。

但し、周辺市街地の振興に繋がるプランであれば実施場所は問いません。

8市街地全ての活性化を目的とするプランも歓迎します。

(3) 募集プラン

① 周辺市街地の活性化を目的としたプランを募集します。

※別途交付する「地域が目指すまちづくり」に沿った内容であることを求めます。

※採択された場合には、提案者自身が事業を実施し、2020年2月末までに完了することを求めます。

- ケース1：地域のブランディング・PR
 - ケース2：交流人口呼び込み・周遊促進
 - ケース3：イベント・祭り
 - ケース4：特産品づくり・グルメ開発
 - ケース5：コミュニティビジネス
- (参考として、チラシ裏面をご覧ください)

《求める企画》

- ◎市内外に周辺市街地の価値や魅力を伝えられる
- ◎周辺市街地の価値や魅力が高まる
- ◎「地域が目指すまちづくり」(別紙)に沿った企画
- ◎地域と積極的に連携して実施する企画

② 応募プランから採択されたものについて、

1件最高200万円（総額400万円）の実証支援金を支給します。

• 支援金対象経費一覧

- 人件費：
事業実施のために支払われた賃金等
※申請団体の構成員及び常時雇用者に支払われる費用は認められません。
- 報償費：
事業実施に必要な講師、専門家等への謝礼等
※1人1日当たり50千円を上限とし、総額は支援金の額の50%以内とします。
- 旅費：
講師等の不可欠と認められる交通費等
- 需用費：
チラシやポスター、報告書等作成費及び印刷費並びに材料、消耗品（1万円未満）等の購入費等
- 委託料：
事業実施に必要な委託料等 ※事業全ての委託は認めません。
- 役務費：
運搬に係る経費、行事保険料等
- 使用料・賃借料：
事業実施のために必要な賃借料（場所・機器類等）・会場使用料
- その他必要と認める経費：
上記経費以外で、事業の実施に不可欠な経費がある場合はご相談ください。

• 支援金対象外経費一覧

- 法人・団体等の経常経費
 - 提案者自身及びその関係者のための飲食費
 - 土地の購入に要する経費、補償費
 - 備品（1万円以上）購入費※ただし、リース（賃借料）は可
 - 修繕・工事費
 - その他つくば市が適当と認めない経費
- ※必要な場合は、自己資金等で対応する計画としてください。

③ 以下の要件に該当するプランは不採択となります。

ア 周辺市街地の活性化を目的としないプラン

- 一部の者の娯楽、懇親、遊興等を主な目的とするプラン
- 活動を伴わない政策提言や施設整備等を主目的とするプラン
- 利益のみを主たる目的とし、特定の個人や団体が利益を受けるプラン
- 政治、宗教選挙活動を目的とするプラン
- 公序良俗に反し、社会的非難を受けるおそれがあるプラン

イ 実績報告や会計期日、法的制限等に反するプラン。

- 支援金交付決定の日以降から 2020 年 2 月末までに完了できないプラン
- 成果報告会で発表できないプラン
- 他の補助金や助成金、賞金等の交付対象となっているプラン
- 関係法令等に反するプラン
- 既に毎年継続して行っている事業で、内容の変更が伴わないプラン

5 応募方法

(1) 応募時の手続き

① 申請・提出書類

- 応募申請書 1 部＋電子データ 1 部(CD-ROM 等)
- エントリーシート 1 部＋電子データ 1 部(CD-ROM 等)
- プレゼンテーションボード A3 サイズ 1 部＋電子データ 1 部(CD-ROM 等)
- その他必要と思われるもの（任意：申請者の概要がわかる資料等）

※応募申請書及びエントリーシートは、つくば市ホームページよりダウンロードしてください。

② 提出先

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

つくば市 都市計画部 周辺市街地振興室

③ 提出期間

2019 年 5 月 1 日(水) ～ 6 月 14 日(金)

平日（土日祝日を除く）8 時 30 分～17 時 15 分

④ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。ただし、提出期間内必着とする）

⑤ 関係資料の交付

応募にあたって、参考資料を交付しますのでご確認ください。

- ・企画提案募集要領（本紙）
- ・応募申請書
- ・エントリーシート
- ・参考資料：「8市街地の特徴」

※つくば市ホームページでダウンロードできます。

⑥ 留意点

- ・①の申請・提出書類は返却いたしません。
- ・応募費用（資料作成費用や通信費、旅客費等）は全て提案者の負担となります。

（2）事前相談

2019年3月25日(月)～6月7日(金)

平日（土日祝日を除く）8時30分～17時15分

※電話又はメールにて周辺市街地振興室へお問合せください。電話・メールにて連絡後、当室窓口にてご相談いただくことも可能です。

《相談例》

- ・応募書類の書き方について。
- ・住民のニーズなど地域の情報を教えてほしい。
- ・現地を視察したいがどのように実施したら良いか。

※事前相談希望者が多数の場合、ご希望に添えない場合がございます。

※事前相談の有無は審査とは無関係です。

6 選定

(1) 1次審査（書類審査）

① 審査方法

応募書類について、以下の評価基準に基づき、2次審査対象者を選定します。

評価項目		評価視点
地域性	地域貢献	参考資料：「8市街地の特徴」に記載の「地域が目指すまちづくり」に対応しているか
	連携	地域との連携が図れるプランか
企画力	独創性	新規性があり、魅力的なものか
	PR	市内外に地域の魅力をプロモーションできるプランか
実現性	計画性	具体的で実現性の高い計画が立てられているか
	組織	事業を実施できる体制の見込みがあるか
継続性	持続性	補助終了後も事業として継続することは可能か
	発展性	他地域に事業モデルとして波及するなどの発展性はあるか

② 1次審査における留意点

- ・ 1次審査の結果は、応募申請書記載の住所及び E-mail アドレスに通知を送付いたします。
- ・ 1次審査通過者は、つくば市ホームページに掲載する予定です。
- ・ プラン数が少数の場合でも、審査の結果、著しく評価が低い事業は選定しません。
- ・ 審査内容等は公表しない他、個別の問合せには応じられません。
- ・ 審査の過程で必要に応じて対面、もしくは電話等によりヒアリングを行うことがあります。

(2) 2次審査（公開プレゼンテーション審査）

① 審査方法

1次審査を通過したプランについて、公開の場で、プレゼンテーションを行っていただき、採択プランを決定します。

- ・ 日時(予定)：2019年7月中旬
- ・ 場所(予定)：つくば市内

② 2次審査における留意点

- ・ つくば市ホームページや SNS、広報つくば等で公開することがあります。
- ・ 2次審査の詳細については、1次審査通過者に6月下旬以降お知らせします。

※審査の過程で、地域住民の意見を反映させるプロセスがあります。

7 採択～事業実施まで

(1) 市のサポート

① 支援金の決定（支給額決定協議の実施）

審査後、採択プランを精査し、提案者と協議の上、実証支援金額を各プラン 200 万円を限度として決定いたします（8 月 1 日を目途とする）。

支給は原則として、事業完了後としますが、希望に応じて概算払にて支援金額の 5 割まで支給し、事業期間満了時の事業達成状況等に応じて精算して支給します。

② 広報・周知などの支援

実証事業の実施にあたり、必要に応じて、つくば市公式ホームページや SNS、広報つくば等による PR 等の支援を行います。

③ その他

支援内容などについてはお気軽にご相談ください。

(2) 地域との連携（地域の実情に沿った採択プランの調整）

採択プランが実証事業として展開できるよう、地域の実情に沿ったものとなるようにアドバイスをするとともに、必要に応じて地域連携会議など、地域住民との顔合わせの機会を設け、地域との協力や協力人材の呼び掛けなどを行います。

(3) 事業開始

市へ、事業の開始及び進捗状況の報告をお願いします。（事業期間は 2020 年 2 月末まで）

8 事業実施後について

(1) 実施報告

① 提出書類

実績報告書の提出

② 成果発表

成果報告会（2020 年 2 月開催予定）での発表

③ その他

事業効果測定のためのアンケート調査など、フォローアップにご協力いただきます。

(2) 支払い手続き

① 支援金額の決定

事業実施後に、実施内容と支出実績を勘案し、7(1)①で決定した額を上限に支援金を支給します。

※概算払を行った場合には、精算して支給します。

② 提出書類

支援金を請求するため、「支援金請求書」を提出していただきます。

その後、指定口座に振り込みを行います。

9 採択者の責務等(法令及び規則等の遵守)

応募者(採択後は採用者)が以下の事項に該当したときは欠格として、審査(採択後は支援金支給)の対象から除外します。

- ・提出書類の必要事項に記載がない又は必要な書類が提出されないとき。
- ・提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ・申請者及び事業内容について、法令等に反することが認められるとき。
- ・その他不適切な行為があったと認められるとき。

10 事前相談・応募申請書等の提出・お問合せ

つくば市 都市計画部 市街地振興課 周辺市街地振興室 〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 TEL：029-883-1111(代表) Mail：ubn101@city.tsukuba.lg.jp
--

※今後、お問合せ先や主催からの連絡は、つくば市の委託先(受託事業者)を中心に構成される「つくばR8地域活性化プランコンペティション推進事務局」になりますのでご注意ください。

※この事業は、地方創生推進交付金を財源として実施する事業であるため、交付決定の内容により、コンペの内容やスケジュールが変更となる可能性がありますので、御了承ください。